## 事業者排出量削減計画書

新規

( 宛 先 ) 京都府知事					701794		令和			28日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				は人にあっ`							
京都府城陽市奈島生口18番地			黒川ダイ	イドウ株式:	云任	代表取	締役 柞	<b>甘</b> 个(宋)	心		
						電話	0774-5	55-060	)1		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
主たる業種	綿・スフ・麻織物機械染色業					細分	類番号	1	1	4 1	
			V	第12条第	1 項第 1		УШ 🗸	i			
事業者の区分	   京都府地球温暖化対策条例施行規則			第12条第		•	笋3早				
事業有の四月		_				37 J					
a	□ 第12条第1項第4号 ● 第12条第1項第4号										
計 画 期 間	令和2年4月から令和5年3月まで										
基本方針	本 方 針 エネルギー消費設備の点検・改善に取り組み、基準年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。										
本 カ 町 一个パパ											
計画を推進するた	推進するた 代表取締役を委員長とする省エネルギー委員会を設置し、温室効果ガスの削減実施計画を策定し、全社的に									に省エ	
めの体制	ネルギー活動を推進する。										
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度	第1年		2年度		年度	増	減	率	
	事業活動に伴う排出の量	(29~1) 年度	(2)		3)年度	9, 162.	9 年度	-0.6		パーセント	
	評価の対象となる排出の量							-3. 1		パーセント	
	可聞の対象となる新田の重								5 <i>5</i> ×		
	目標の根拠過去の削減実績を基に、1年度当たり都市ガスで10トン、電気で15 トン、計25トン削減できると考えられる。										
	事業の用に供す 医 当 な の お !!!	<b>主淮仁</b> 由	第1年		2年度		年度		> b	-1.	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	る建築物の用途   原 単 位 の 指 標	(1) 年度	(2)		3) 年度		年度	増	減	率	
	工場 事業活動に伴う排出の量	6. 15	6	5. 14	6. 13		6. 11	-0.38		バーセント	
	工物 (生産数量:1,000ヤード) 事業活動に伴う排出の量										
	( )									パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	原単位の指標						臣の影響	撃によ	より若	
	M T E O II M A O II M O E A	干落ち込む。 基準年度	目標は、 第1年		専による? 2年度		見込む。 年度				
番占めに生	(1)年度	(2):		2 年度 3 )年度		) 年度 ) 年度	備		考		
重点的に実施する取組の実施計画		70.0	82. 0	الله الله الله الله الله الله الله الله	パーセント	100.0	パー セント				
	(2) 年度		答及714年								
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年 度 老朽化した配管及び保温材の修理										
	(3) 年度 高効率コンプ			レッサの導入							
	(4) 年度	(4) 年度 電気自動車用充電器の設置									
	(1) 1 2	2,412,471	70 PE III ·>								
通勤における自己	措 置 の 内 容 可能な限り公共交通機関を利用するよう周知する。										
の自動車等を使用することを控えさ		/\_\\\\\	100 6 7 17 11 7	, 25. ),	EJAH /	ω.					
せるために実施し	1 3 の 世 思 さ 核 思 さ ス 思 上 当社の立地上、公共交通機関の最寄						があるた	÷ λλ F	170	の白動	
ようとする措置	上記の措置を採用する理由		通機関の				_ v/\ F	1 L v	ν <del>р</del> 393		
		第1年度		第2年度		第3年	产				
森林の保全及び整 備、再生可能エネ ルギーの利用その 他の地球温暖化対 策により削減する 量	区 分	(2) 年月		(3)年度	F	(4)	~ ~	偱	â	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	(-) 12	トン	( - /	トン				
	府内産の木材の利用によるもの		トン		トン		トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又		トン		トン		トン				
	は熱の供給によるもの		1. 7		1.7		1.7				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温										
	室効果ガスの吸収効果分の購入によるも		トン		トン		トン				
	0	_	<b>.</b> .				0 )				
	合 計	0.0	トン	0.0	トン	0.	0 トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	染色加工の各工程において、蒸気、ガ	ス、電気の節約	りに努め.	る。また、	産業廃棄	手物のリ	サイク	ルを推	進す	る。	

特

記 事 項

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。